

附 錄

令和七年三月二十一日（専外第五十八号）公布
文部科学省・環境省令第一号（研究開発等に係る
遺伝子組換え生物等の第一種使用等に当たつて執
るべき拡散防止措置等を定める省令の一部を改正
する省令）
「七ページ改正後欄一行田から二行田並びに
次のとおり記す。
別記様式（第9条関係）

〔備考〕

1～11 [略]

12 「宿主等の特性」については、遺伝子組
換え実験の場合には当該第二種使用等に係
る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞
融合実験の場合には当該第二種使用等に係
る遺伝子組換え生物等の親生物（法第2条
第2項第2号に掲げる技術の利用により得
られた核酸又はその複製物が由来する生物
をいう。以下同じ。）に關し、次に掲げる項
目について記載すること。

(1)～(5) [略]

(6) 11に掲げる項目（宿主がウイルス及び
ウエーロイドである場合に限る。）

13～22 [略]

「七ページ改正後欄一行田から二行田並
びに次のとおり記す。
別記様式（第9条関係）

〔同上〕

〔備考〕

1～11 [同上]

12 「宿主等の特性」については、遺伝子組
換え実験の場合には当該第二種使用等に係
る遺伝子組換え生物等の宿主に関し、細胞
融合実験の場合には当該第二種使用等に係
る遺伝子組換え生物等の親生物（法第2条
第2項第2号に掲げる技術の利用により得
られた核酸又はその複製物が由来する生物
をいう。以下同じ。）に關し、次に掲げる項
目について記載すること。

(1)～(5) [同上]

(6) 12に掲げる項目（宿主がウイルス及び
ウエーロイドである場合に限る。）

13～22 [同上]

農林水産省令第五号（野菜生産出荷安定法施行規
則及び地域資源を活用した農林漁業者等による新
事業の創出等及び地域の農林水産物の利用促進に
関する法律施行規則の一部を改正する省令）
（原稿誤り）
「五ページ第一条改正後欄終りかの二行田」「（北
海道農政事務所長を含む。）」を削る。